

◇大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 住民基本台帳カードの有効期間の満了に伴い、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証に関する定めを廃止することにしました。
- 2 印鑑登録原票の調製方法等及び印鑑登録等に関する様式を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は、令和7年12月29日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和8年1月5日から施行することにしました。

(市民局総務部住民情報担当)